

米国 FCPA 及び英国 Bribery Act の 域外適用と企業のコンプライアンス・ プログラムの法的意義 —米英日の比較—

専修大学商学部 渡邊隆彦

明治学院大学法学部 田澤元章

早稲田大学大学院法務研究科 久保田隆

一橋大学大学院法学研究科 阿部博友

名古屋商科大学大学院マネジメント研究科 田中誠和

Issues on Extraterritorial Application of FCPA and UK Bribery Act and Function of the Compliance Program in Legal Context : Comparative Study on US, UK and Japan

School of Commerce, Senshu University Takahiko Watanabe

Faculty of Law, Meiji Gakuin University Motoaki Tazawa

Waseda Law School, Waseda University Takashi Kubota

Graduate School of Law, Hitotsubashi University Hiroto Abe

Business School, Nagoya University of Commerce & Business Seiwa Tanaka

OECD 外国公務員贈賄防止条約の加盟国は米英日を含め 40 カ国を超え、外国公務員贈賄防止規制は国際的に強化されている。米国は海外腐敗行為防止法 (FCPA) を外国企業の米国外における行為にも積極的に域外適用しており、日本企業も巨額の罰金等を科されている。英国の贈収賄禁止法 (Bribery Act) も広汎な域外適用の可能性を有する。日本は外国公務員贈賄罪の執行を強化し、日本企業の処罰に関し他国と管轄権が競合する場合には、他国と協議・協力する体制を構築していかなければならない。そのためには、外国法人に対する適用範囲の明確化、違法収益没収権限の確立など、いくつかの課題がある。

外国公務員贈賄防止においては、企業のコンプライアンス・プログラムの実施が、各国執行当局により奨励されている。しかし、その法的意義及び位置づけは、各国において異なる。米国には起訴前及び量刑においてコンプライアンス・プログラムを考慮する制度的仕組みがあるが英国及び日本にはないこと、また、法人の刑事責任につき米国は代位責任理論を採用するのに対し英国及び日本は同一視理論を採用すること等が理論的に関連している。

キーワード : 外国公務員贈賄, FCPA, Bribery Act, 域外適用, 法人の刑事責任, コンプライアンス・プログラム

More than 40 countries have ratified OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions. US aggressively enforces Foreign Corruption Practices Act (FCPA) extraterritorially, and many foreign companies outside US are targeted by the Department of Justice. UK enacted the Bribery Act of which section 7 has possibility of extreme extraterritorial application. Japan needs to improve enforcement of anti-corruption law and to establish a way to cooperate foreign governments, however, there are some problems to be resolved.

The law enforcement authorities encourage companies to implement the compliance program concerning anti-corruption. The legal function of the compliance program would be different in each country. This would be explained by the circumstances as follows. Concerning the corporate criminal liability, while US adopts vicarious liability theory, UK and Japan adopt identification principle. Only US has an institutionalized mechanism to consider the compliance program in determining prosecution, DPA, NPA and sentencing.

Keywords : FCPA, Bribery Act, Anti-corruption, extraterritorial application, corporate criminal liability, compliance program

1. 外国公務員贈賄防止規制の国際的強化

外国公務員への贈賄防止を織り込んだコンプライアンス・プログラム（内部統制システム）の構築が、国際的な取引を行う企業においてコンプライアンス上の重要な課題の1つとなっている。1997年 OECD 外国公務員贈賄防止条約¹⁾（以下、OECD 条約という）の加盟国は、2014年5月現在で米英日など OECD 加盟国を中心に41カ国にのぼり、外国公務員への贈賄禁止は、国際的に規制強化の方向にあるといえる。同様な国際的取り組みとして、国連腐敗防止条約²⁾、EUの腐敗に関する刑事法条約³⁾などがある。

OECD 条約加盟国である我が国も不正競争防止法において外国公務員贈賄罪を規定しているが（同法18条・21条2項7号・22条1項）、企業実務上は、むしろ米国のFCPA（Foreign Corrupt Practices Act）と略称される連邦海外腐敗行為防止法及び近時立法された英国の贈収賄禁止法（Bribery Act 2010：以下、UKBAと略す）など外国法令への対応が意識されているようであり、既に多数の紹介がなされている⁴⁾。なぜ企業実務において、我が国の外国公務員贈賄罪への対応よりもFCPAやUKBAなど外国法令への対応が強く意識されるのだろうか。これは法の執行状況とFCPA及びUKBAの域外適用の広さが原因と思われる。

OECD 条約加盟に伴い外国公務員贈賄罪を新設した改正不正競争防止法が1999年2月に施行されて以後、我が国の外国公務員贈賄罪による摘発事例は3件に過ぎない⁵⁾。法人処罰は3億円以下の罰金、自然人の処罰は5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金（併科もあり得る）であるところ（不正競争防止法21条2項柱書・22条1項）、我が国の摘発事例においては、法人に罰金刑が科された事件は1件のみで7000万円である。この事件では法人の役職員4名が執行猶予付きの懲役刑を科されているが（最も重い懲役で2年6月）、他の2事件では法人は起訴されず、役職員等が罰金刑を科されただけである（合計3名、最も重い罰金で50万円）。

米国司法省（DOJ）による積極的な域外適用により、日本企業を含む多数の米国外の企業がFCPA違反により摘発され、巨額の罰金等の支払いを余儀なくされている。2013年2月に米国がOECDに提出したOECD条約上の義務の履行状況の報告書⁶⁾によれば、1998年1月から2013年2月までで117事件がある（1つの事件で複数の企業が摘発される場合も多い）。2007年以後、摘発された事件数が急増しており、企業が支払った罰金等の金銭的制裁については、最高額がドイツのジーマス社1社に対する8億ドル、平均罰金額で2500万ドルという数字もあるようである⁷⁾。日本企業がFCPA違反により米国司法省により摘発された事例もある。アフリカ某国政府の天然ガスプラント・プロジェクトにおける贈賄事件に関し、2011年に海外エンジニアリングN社が2億1880万ドル、大手商社M社が5460万ドルを、米国司法省とDPA（Deferred Prosecution Agreements：訴追猶予契約）を締結し和解金（実質的には罰金）として支払っている⁸⁾。M社は、2014年3月にも、インドネシアの火力発電所向ボイラー案件に関してFCPA違反を問われ、米国司法省と有罪答弁取引（Plea Agreements）を行い、8800万ドルの罰金の支払を米国司法省と合意している⁹⁾。

UKBAは、2011年7月施行の新しい法律である。英国における従来の贈収賄関連法令を現代化し、かつ批判のあった法人処罰の範囲につきOECD条約上の義務に十分に応えることを目的として立法されたものである¹⁰⁾。2014年3月に英国がOECDに提出したOECD条約上の義務の履行状況の報告書¹¹⁾によれば、2008年以後で18件、うち2011年以後で10件と件数は少ないが近年は積極的に法執行を行っている状況が窺える。2008年以後、罰金は高額でも約690万ポンドであるが、犯罪収益没収や民事制裁金の額は大きく、3000万ポンド、1100万ポンド等の例がある。域外適用の点についていえば、新たに設けられたUKBA7条の企業贈賄防止懈怠罪は、英国で事業の一部を遂行している企業であれば、その関係者が世界中どこで贈賄を行っても適用されるという

非常に広汎な域外適用がその特徴である。また、UKBA の罰金額は無制限であり (11 条)¹²⁾、かつ罪に時効はない¹³⁾。

FCPA 及び UKBA の概要については、既に多数の紹介があることから省略し、本稿では、域外適用に係る問題、コンプライアンス・プログラムの法的意義について検討し、最後に、新興国における贈収賄規制の動向として、ブラジルとインドネシアの 2 カ国の法制について触れることとした。

2. 域外適用と管轄権の競合

2-1. 日米英の外国公務員贈賄関連規制の場所的適用範囲

米国司法省による FCPA の積極的な執行により、一見、米国と関係が薄いかまったくないと思われる米国外企業による米国領域外における行為について、FCPA が適用される事例があり¹⁴⁾、その罰金等が巨額なこともあって、FCPA の過度な域外適用として批判される¹⁵⁾。この批判には、関係の薄い米国ではなく、当該企業の設立準拠法国や犯罪行為地の国など、より密接な関係がある国が、外国公務員贈賄罪ないし贈収賄罪を適用して訴追するのが望ましいという意識がある。

まず、ごく簡潔に日米英における外国公務員贈賄罪の場所的適用範囲についてみておくこととする。場所的適用範囲とは、裁判権を行使するにあたって、その場所で生じた事項に対して自国の法を準拠法として適用し、自国法の定めるところに従って処理することが可能とされる範囲をいう。一般に刑罰法規に関しては、自国領域内で生じた犯罪行為については当該行為者の国籍を問わず裁判権を有するという属地主義を基本としつつ、一定の犯罪については、自国民の国外犯についても自国法を適用するという属人主義 (積極的属人主義ともいう) をプラスすることが多い。

1) 日本の外国公務員贈賄罪

我が国の外国公務員贈賄罪は、属地主義を基本とし (刑法 8 条・1 条)、さらに属人主義が採用

されている (不正競争防止法 21 条 6 項、刑法 3 条)。なお、属地主義は、犯罪行為の全部が日本で行われることを要求するものではなく、賄賂の申込み等の贈賄行為の一部が日本国内で行われれば (日本からの電話、メール、FAX 等を含む)、賄賂の供与が外国で行われても、全体を包括して国内犯ととらえることが可能であると考えられる¹⁶⁾。

2) FCPA の外国公務員贈賄禁止条項

FCPA も基本的考え方において属地主義プラス属人主義を採用することは同じであるが、米国司法省は解釈により、FCPA の場所的適用範囲を極めて広範に拡大している。FCPA は外国公務員贈賄禁止条項及び会計・内部統制条項¹⁷⁾からなるが、以下では外国公務員贈賄禁止条項につき述べる。

外国公務員贈賄禁止条項は、基本的には、①「発行者 (issuer) 又はその役職員・代理人等」¹⁸⁾又は②「国内関係者 (domestic concerns) 又はその役職員・代理人等」¹⁹⁾が、米国内外でなす行為について適用される (属人主義)。③①及び②以外の者、即ち「発行者等又は国内関係者等以外の者 (others)」が、「米国領域内で (while in the territory of the United States)」FCPA 違反の行為の全部または一部を行った場合にも FCPA が適用される (属地主義)²⁰⁾。「米国領域内での行為」は広く解され、賄賂に関する行為の一部 (メールや FAX の送受信、電話の架電・着電) が米国内で行われた場合にも適用の可能性がある²¹⁾。更には、米国外で賄賂をドル送金しただけでも、ドル送金はコルレス銀行を通じて必ず米国内で銀行間決済がなされることから、米国司法省は管轄権を主張し FCPA を適用する²²⁾。

更に、FCPA に違反する者との①共謀罪 (conspiracy)²³⁾、②幫助罪 (aiding and abetting)²⁴⁾、または③エージェントの理論 (agency principle)²⁵⁾により、外国企業の外国における行為について FCPA が適用される可能性がある²⁶⁾。米国法上、共謀罪及び幫助罪は、それ自体が独立した犯罪であり、我が国のように従犯ではなく、主犯 (prin-

cipal) として処罰される²⁷⁾。更には、M&AによりFCPAに違反していた企業を合併した場合は、④合併の承継会社の責任 (successor liability) を問われる可能性があるとする²⁸⁾。

3) UKBA の外国公務員贈賄罪及び企業の贈賄防止懈怠罪

UKBA の外国公務員贈賄罪 (6 条) は、属地主義を基本とする (12 条(1))。そして英国と「密接な関係 (close connection)」を有する者 (英国市民、英国居住者、英国法を準拠法とする法人等。12 条(4)) の英国外における行為にも適用される (12 条(2)(3))。属人主義。

これに対し、企業の贈賄防止懈怠罪 (7 条) は、「関連事業組織 (relevant commercial organization)」の「関係者 (associated person)」が、贈賄 (1 条) 又は外国公務員贈賄 (6 条) を行ったときは、世界中どこでなされようとも、「関連事業組織」に贈賄防止懈怠罪が成立し、英国が管轄権を有する (12 条(5)(6))²⁹⁾。属人主義の一種とも解し得るが、英国内で「事業の一部を遂行」していれば外国法人も「関連事業組織」に該当するので (7 条(5))、その範囲は非常に広い³⁰⁾。

「関係者」とは、あらゆる事情を考慮に入れて実質的に「関連事業組織」のために行為する者を意味し、「関係者」に英国との繋がりは要求されない (8 条)。具体的には、従業員・代理人の他、子会社、合併事業のパートナー、請負業者 (contractor) や納入業者 (supplier)、エージェント等も「関係者」に該当し得るし、場合によっては、直接契約関係にない下請業者 (sub-contractor) も該当し得る³¹⁾。

企業の贈賄防止懈怠罪は厳格責任 (strict liability) であるが、「関係者」の贈賄防止について、「関連事業組織」が「適切な手続 (adequate procedure)」を実施していた場合、それが懈怠罪を免れる抗弁として認められる (7 条(2))。「適切な手続」とはコンプライアンス・プログラムを意味し、これについては後述する。

2-2. 外国公務員贈賄規制における管轄権競合の構造

外国公務員贈賄の処罰は、本来的に、管轄権の競合を生ずる構造となっている。外国公務員贈賄罪は、収賄側公務員が属する国家において賄賂罪として可罰的な行為に対して、贈賄者側の国家が重ねて処罰する性質を有しており、必然的に、刑罰権の競合が生じる。もともと OECD 条約の枠組みは、発展途上国など収賄する公務員側の国家が贈賄罪を効果的に訴追できていないことから要請されたものである。本来は、収賄側公務員が属する国家が十分な取締りをなすべきところ、それができないことを前提に、贈賄する企業側の国家が自国企業の行動を規制するというメカニズムになっている。よって、収賄公務員側の国家と贈賄者側の国家が、贈賄者の処罰をめぐる管轄権を争うことは、實際上殆ど考えられず、この場合は、むしろ効果的な訴追のために管轄権の競合が必要とされるといわれる³²⁾。

そして外国公務員贈賄を実効的に取り締まるためには、自国領域内における取締り (属地主義) では不十分である。外国においてその国の公務員に贈賄することが多いのであるから、属人主義により自国民の国外犯にも管轄権を及ぼすことが必要となる。OECD 条約自体は国外犯の処罰を必須とはしていないが (4 条 2 項)、OECD 贈賄防止作業部会は、事実上、国内犯に加え、国民の国外犯も処罰することを条約加盟国に求めている³³⁾。

OECD 条約加盟国が外国公務員贈賄罪の国外犯処罰規定を設けると、外国公務員贈賄罪を処罰する国同士で管轄権の競合を生ずる場合がある。特に企業の場合、各国に拠点等を有し、多数の役員や代理人等を通じて世界各地で行動することから、複数の国の外国公務員贈賄罪による処罰の管轄権が競合する場合が生ずる。本稿が問題とするのは、この意味における管轄権の競合である。この管轄権の競合は、域外適用を広く行えば行うほど、競合を生ずる可能性が高まるものといえる。

とくに米国の FCPA は、解釈により広い域外適用を行ってきており、他国の外国公務員贈賄罪

による処罰と管轄権の競合を生ずる可能性が非常に大きいといえる。前述のように、FCPA は「国内関係者 (domestic concerns)」に加え「発行者 (issuer)」という米国に上場する外国企業等も含む広い属人的な管轄を定めている。更に、属人主義とは異なるが、米国は、FCPA 違反者と共謀関係や幫助関係にある米国領域外の外国人・外国企業にも、FCPA 違反の共謀罪 (conspiracy) や幫助罪 (aiding and abetting) として、処罰の管轄権を行使している。もっとも、従前から米国は共謀罪や幫助罪による米国領域外の外国人等に対する処罰を行ってきており、FCPA だけが特別というわけではない。属地主義による処罰については、いわゆるコルレス口座管轄の問題がある。米国外の銀行間での米ドル送金 (賄賂資金) であっても、米ドル送金は必ず米国内のコルレス銀行口座で資金決済されるのが国際金融取引の仕組みであるが、この米国内におけるコルレス口座における決済をもって「米国領域内で犯罪行為の一部」があったとする解釈であり、米国の行き過ぎた管轄権の行使が批判されている³⁴⁾。

2-3. 米国のFCPAの積極的執行のインセンティブ

米国はなぜ FCPA を積極的に域外適用して外国企業にも執行するのであろうか。その理由は、OECD 条約採択の経緯にも関係するが、以下のように説明できるように思われる。

1977 年の FCPA 制定当時、外国公務員への贈賄禁止により、①海外における米国企業の清廉性というイメージを保ち、②賄賂によって歪められない公正な競争による効率的な市場の実現に資することがその立法趣旨であるとされた³⁵⁾。しかし、米国だけが外国公務員への贈賄を FCPA により禁止・処罰することは、贈賄がビジネス遂行上の手段として行われ、現地当局による贈賄罪の摘発がほとんど行われない国が存在する現実に鑑みると、外国公務員への贈賄を処罰する法律がない国の企業に比べ、事実上、海外市場における競争において米国企業が不利となる。そこで、米国は OECD 国際企業多国籍委員会 (CIME) に条約制定を働きかけ、その結果、OECD 条約の制

定に至ったものである。条約前文に挙げられた立法趣旨には、贈賄が①「深刻な道義的及び政治的問題を引き起こし、良い統治及び経済発展を阻害」すること、②「国際的な競争の条件を歪める」ことの 2 つがあげられている。この②の理由は、米国がまさに条約制定を働きかけた動機が条約にもあらわれたものであり、条約発効後も、米国が米国企業に対し FCPA を執行すればするほど、米国企業だけが海外市場において不利になるという構造は変わっていない。そうであれば、米国は、他の OECD 条約加盟国が米国と同程度外国公務員贈賄罪の処罰に積極的でない限り、外国企業にも積極的に FCPA を執行することが、条約の趣旨にも合致し、かつ、米国企業の海外市場における競争上のマイナスを取り除くという国益に適ったものとなる。そして、他国の外国公務員贈賄罪の芳しくない執行状況に鑑みると³⁶⁾、米国は、自国領域外の外国企業に FCPA を積極的に執行するインセンティブを有するといえるのである。

英国の UKBA 執行当局である重大詐欺局 (SFO: Serious Fraud Office) も同様の考え方をしているように思われる。それは同局局長による UKBA のある論点に関する次のコメントにあらわれている。すなわち、英国に子会社を有する場合、親会社は英国で「事業の一部を遂行する」ものとして「関連事業組織」にあたるかという論点について、英国法務省が公表した UKBA ガイドでは、子会社が完全に独立して活動している場合には、企業グループ自体に UKBA は適用されないという解釈が示されている³⁷⁾。重大詐欺局長 Richard Alderman 氏によれば、広い適用範囲を設けることで贈賄を行わない英国企業が海外で競争上不利になることがないようにするという UKBA の立法趣旨を強調し、子会社が英国に存在する場合には、企業グループ全体に UKBA の適用があると考えた方が安全であると述べているからである³⁸⁾。

2-4. 管轄権の調整について

前述のように、締約国に対し国外犯処罰を求め

るよう運用されている OECD 条約は、本来的に、外国公務員贈賄罪の処罰につき管轄権の競合を生じる構造を孕む³⁹⁾。この競合を調整する原理ないしルールはあるのだろうか。刑罰権を行使し得る国が複数ある場合、どの国が優先的に管轄権を行使すべきかを定める一般理論を立てるべきではないとするのが国際的な通説である。なぜなら、裁判又はそれに代わる終局的な事件処理をどこで行うかは、「効果的な訴追」と「手続保障」という2つの異なった要請を両立させる形で決める必要があり、これらを充たす条件は事件によって千差万別だからである⁴⁰⁾。

刑罰権行使の管轄権の調整について国際慣習法がない以上、その調整は国家間の協議や協定締結などによらざるを得ない。OECD 条約 4 条 3 項は、裁判管轄権を有する国が競合した場合は、いずれかの国の要請により、訴追のために最も適した裁判権を有する国を決定するための協議を行うと規定する。日本企業が米国外の外国公務員贈賄行為につき FCPA で摘発された場合は、この条項に基づき、米国に協議を求めることも可能である。しかし、日本は現在 OECD 条約の履行状況についてフェーズ 3 審査の過程にあるが、法執行状況の低調さと執行努力の欠如を強く指摘されている状況にある⁴¹⁾。諸国の共通利益を害する犯罪に関する諸条約で採用されている「引き渡すか訴追するかせよ」の原則⁴²⁾の精神を参酌すると、日本が積極的な法執行を行わない状況で日本企業・日本人の処罰について管轄権を主張しても、国際的批判は免れないだろう。

米国 FCPA の執行についてみても、他国の当局が執行する場合は米国当局が外国企業の域外行為に対して執行することを控える動きもあり、各国での執行が積極的に行われる体制を整えれば、2 国間や多数国間の協定など国家間での調整が進展する可能性がある⁴³⁾。まずは、我が国の当局が、日本企業・日本人に対する外国公務員贈賄罪の法執行を強化していくことが、外国公務員贈賄の処罰に関して日本企業及び日本人を他国の苛酷な処罰から回避させることに繋がり得るといえる。

2-5. 我が国の執行強化上の課題

我が国が、外国公務員贈賄罪の執行を強化する上で課題となると思われる点について述べる。

第一に、法人への外国公務員贈賄罪の適用範囲の明確化が必要である。

まず、法人処罰が自然人を前提とする両罰規定のかたちをとること、刑法典は法人を処罰しないことから、不正競争防止法 21 条 6 項が国民の国外犯処罰を規定する刑法 3 条の「例に従う」と規定する意味がほとんど論じられていないように思われる⁴⁴⁾。法人に国籍観念を持ち込まず、両罰規定の形式に従い、「罰せられる自然人が属する法人」が処罰対象となる法人と考えると、例えば、日本法を設立準拠法とし日本に本店を置く会社の外国拠点における外国人従業員が外国公務員贈賄罪を犯した場合、外国人従業員と日本人役職員等との間に共犯関係がない場合には、自然人で罰せられる者はおらず、その結果、当該会社は処罰されないことになり、不合理である。日本を設立準拠法とする会社の役職員等が、会社の業務に関して外国公務員への贈賄を行った場合には、当該役職員等の国籍にかかわらず、当該会社が刑事責任を問われるべきであろう。

次に、我が国の外国公務員贈賄罪の外国法人への適用について述べる。経済産業省の外国公務員贈賄防止指針では、外国会社（会社法 823 条）については両罰規定の適用対象となると述べるにとどまる⁴⁵⁾。外国法人に対し外国公務員贈賄罪が適用されるのは、会社法 823 条の「みなし規定」により、日本の会社と同様に私法・公法が適用されるからとの説明の仕方もあろう。しかし、外国法人の東京支店の役職員が銀行法違反を犯し、両罰規定による処罰が問題となった事件において、裁判所は、当時の商法上の外国会社の「みなし規定」を論拠とせず、また、処罰対象も日本にある東京支店ではなく、外国法人そのものであると判示した⁴⁶⁾。外国法人に処罰の管轄権が発生するのは、会社法上の「みなし規定」による効果ではなく、日本で事業の一部を行っていることに求むべきであろう。経済産業省の指針も、そのように理解するのが適切のように思われる。今後は、

日本で事業の一部を行うという意味を明確化すること、また、適用対象となる外国法人のどの範囲の事業に関連して外国公務員贈賄が行われた場合を処罰するのかを明確化していくことが必要であろう。例えば、日本における事業との関連性を要求するか否か等である。

第二に、外国公務員贈賄罪に関し管轄権が競合する外国当局との協議・協力体制の構築である。その前提として、まず、我が国の法制による処罰が、管轄権が競合する外国当局（とくに米国）にもある程度評価される必要がある。処罰が不十分と思われるれば、管轄権が競合する場合に、そもそも協議・協力を得難いからである。まず、法人の罰金については、1999年のOECDのフェーズ1審査で法人の罰金額が低いという指摘を受けているが、その後も3億円という罰金の上限額には変りはない。より問題なのは、外国公務員贈賄によって得た収益の没収のための法的権限が確立していないことである⁴⁷⁾。国内法上の体系等の問題もあろうが、外国当局との処罰の著しい不均衡は、協議・協力体制を構築する上で障害となり得る。

また、例えば、米国と同一の事件を協議により処理する場合等を考えると、次に述べる英国が経験したようなことが問題となる。米英両国の執行当局はともに、違反企業等の自発的通報、捜査への全面的協力を強く奨励し、違反企業側の自発的通報や協力をどう評価するかは執行当局の裁量に任される。そして米国の場合は、DPA又はNPA(Non Prosecution Agreements:不訴追契約)及び和解金(実質は罰金)等という事件処理、有罪答弁取引と取引内容を裁判所が基本的に認める仕組みがある。しかし、英国の場合、執行当局は、起訴裁量を有するだけであり、起訴か不起訴のオール・オア・ナッシングの解決しかできなかった。また、起訴が行われれば、量刑は裁判所の専権事項となる。

このような状況のもと、英国と米国が共同で国際的に事件を処理したところ、英国の裁判所が英米両国の執行当局による被告との司法取引について批判的な見解を述べたものとして、2010年のInnospec事件判決が有名である⁴⁸⁾。

Innospec社(以下、I社と略す)は、米国の会社を親会社とする英国法人であり、有鉛ガソリンの添加剤などの製造を行っていた。同社によるインドネシアやイラクの官吏への巨額の贈賄に関し、英国の重大詐欺局(SFO)と米国の司法省(DOJ)、証券取引委員会(SEC)及び財務省外国資産管理局(OFAC)は共同して事件の捜査等を行い、結果として、英国及び米国の執行当局及びI社との間で、有罪答弁取引と量刑に関する合意がなされた。量刑に関して言えば、両国執行当局が交渉の末、I社の支払能力や捜査への協力も考慮して、事案からすると比較的低い金額の民事制裁金・罰金等の支払総額と各執行当局による「取り分」が合意された。すなわち、英国の重大詐欺局が1270万ドル、米国の司法省が1410万ドル、証券取引委員会と財務省外国資産管理局がそれぞれ1120万ドルと220万ドルの計1340万ドルという取り決めである。

英国の重大詐欺局はI社との間で、1270万ドルを罰金ではなく民事制裁金及び違法収益没収金とすることを合意していた。英国においてこの外国公務員贈賄事件は刑事法院(Crown Court)で審理され、被告I社は重大詐欺局との合意に基づき有罪答弁を行ったところ、量刑について、トーマス判事は、重大詐欺局と被告I社との合意とは異なり、民事制裁金や没収ではなく1270万ドルに相当するポンド建ての金額を罰金として科す判決を下した。判決では次のような見解が述べられている。

量刑は裁判所の専権であり、重大詐欺局は、憲法原理上、被告や他の執行当局と量刑について合意することはできないとし、重大詐欺局による被告との司法取引を強く批判した。また、企業による外国公務員贈賄は重罪であり、民事制裁金等で処理されるべきではなく、罰金が科されるべきであるという。そして、1270万ドルという金額は、被告I社が示した犯罪性から見ると、全くもって不十分な低い額であるものの、米英執行当局間の取り決めがなされているなどの事情に鑑み、1270万ドルに相当するポンド建て金額を罰金としたと述べている。

その後、英国では、2013年犯罪及び裁判所法によりDPA制度が導入された⁴⁹⁾。米国内におけるDPAへの批判を意識したのか、英国のDPA制度は契約締結前にその内容につき裁判所の承認を得ること、かつ契約締結後に契約した内容につき裁判所の承認を得ることがDPA発効の要件とされている。DPA制度の導入により、英国でも執行当局が違反企業と司法取引が可能になり、また、外国執行当局及び違反企業との制裁についての合意内容を法的に反映する仕組みができた。我が国においては、執行上の運用レベルである程度DPAに近いことを行うのは不可能ではないが⁵⁰⁾、管轄権が競合する事件を日本が全部引き取って処理するのではなく、米国と共同で処理する場合等を考慮すると、やはり困難な状況が生ずるものと予想される。

そうすると制裁内容の決定について執行当局が権限をもつ課徴金制度が、現在の裁判所の判決による罰金制度よりも、国際的な執行協力も視野に入ればより運用しやすいといえる。外国公務員贈賄罪の保護法益は「国際商取引における公正な競争の確保」という一定の行政目的に基づくものであり、賄賂罪とは保護法益を異にし、刑法の贈収賄罪の体系に属するものではないというのであれば⁵¹⁾、罰金に加えて課徴金制度を導入することは可能であると思われる。後述するブラジルの制度も参考となろう。

我が国は、OECDから法人の罰金が低額なこと及び違法収益没収の権限が確立されていないことを批判されてきたが、課徴金制度はこれらの批判への対応策ともなり得る可能性を有するといえる。独占禁止法や金融商品取引法では、違法行為に対する制裁として刑事罰と行政罰としての課徴金を併用する法制が導入されているが、外国公務員への贈賄についても、刑事罰と行政罰（課徴金）を併用する制裁の在り方を検討する価値はあるように思われる。

3. コンプライアンス・プログラムの法的意義

3-1. 執行当局によるコンプライアンス・プログラムの奨励

会社の取締役は法令遵守義務を負うが（会社法355条）、その法令とは会社法上の規定のみならず、すべての国内法を意味すると解される（非限定説⁵²⁾）。さらに、会社が国際取引や海外事業を行う場合は、すべての外国の法令を遵守する義務を負うと解される⁵³⁾。そうすると我が国の外国公務員贈賄罪はもとより、FCPAやUKBAの適用対象となり得る企業の取締役は、その善管注意義務の内容として、それら外国法令を遵守するための内部統制体制、すなわちコンプライアンス・プログラムを整備する必要がある。なお、内部統制体制の不備等により従業員等の違法行為を防ぐことができず、その結果として会社に罰金が科された場合、取締役に任務懈怠があったといえるが、会社に科された罰金等を取締役に損害賠償請求できるか否かについては、刑法学者は罰金の一身専属性等を理由に否定的であるが、裁判例及び会社法上の学説は肯定説が多い⁵⁴⁾。

米英日の執行当局はコンプライアンス・プログラムについて考え方を示す指針を公表している。既にその内容は多数紹介されているので⁵⁵⁾、以下では、項目だけを示しておく。

米国のFCPAガイドによれば、次の通りである⁵⁶⁾。①上級経営者の誓約と明確な反汚職方針（Commitment from Senior Management and a Clearly Articulated Policy Against Corruption）、②行動規範とコンプライアンス規程及び手続（Code of Conduct and Compliance Policies and Procedures）、③監視、自治、資源（Oversight, Autonomy, and Resources）、④リスク査定（Risk Assessment）、⑤研修と継続的アドバイス（Training and Continuing Advice）、⑥インセンティブと懲戒の両対応（Incentives and Disciplinary Measures）、⑦第三者デューデリジェンス（Third-Party Due Diligence and Payments）、⑧内部通報制度と内部調査（Confidential Reporting and Internal Investigation）、⑨継続的改善：定期

的評価と検討 (Continuous Improvement: Periodic Testing and Review), ⑩M&A 前後のデューデリジェンス (Mergers and Acquisitions: Pre-Acquisition Due Diligence and Post-Acquisition Integration) などである。①②③⑤⑥⑧⑨には、後述する米国量刑ガイドラインが規定する「効果的なコンプライアンス・プログラム」の内容が反映されているといえる⁵⁷⁾。

英国法務省の UKBA ガイドは、企業の贈賄防止懈怠罪に対する抗弁となる「適切な手続 (adequate procedure)」(UKBA 7 条(2)) について、参考とすべき次の 6 原則を示している⁵⁸⁾。すなわち、①相応の手続き (Proportionate procedures), ②経営陣のコミットメント (Top-level commitment), ③リスク査定 (Risk Assessment), ④デューデリジェンス (Due diligence), ⑤研修を含むコミュニケーション (Communication (including training)), ⑥監視と再検討 (Monitoring and review) である。

経済産業省の「外国公務員贈賄防止指針」は、次のような項目をあげる⁵⁹⁾。①基本方針の明確化とコンプライアンス・プログラムの策定, ②組織体制の整備 (企業の最高責任者の関与, コンプライアンス責任者の指名, 社内相談窓口及び通報窓口の設置等, 疑義等発覚後の事後対応体制整備), ③社内における普及活動及び教育活動の実施, ④定期的監査, ⑤企業の最高責任者による見直し, ⑥その他海外における事業活動に当たって特に留意すべき事項 (代理店等の利用, 海外子会社等別法人, 合弁会社などについての各留意点) などである。

米英日のコンプライアンス・プログラムの内容に大差はなく、強いて言えば、リスクに応じた手当という視点が米英では強調されるが、経済産業省の指針はそうではないことである。しかしながら、これは経済産業省の指針がリスクに応じた対応を当然の前提としていると考えるべきであろう。

各国のガイドが示す項目は、コンプライアンス・プログラムを策定・実施する上での要素なり原則を示すにとどまる。なにか各企業にとって最も効果的なコンプライアンス・プログラムかは、

企業規模や事業内容、市場環境等の様々な要因によって異なり得るものであって、どの企業にもあてはまるベストな型などは存在しない。従って、各企業がそれらの項目や原則を参考にしつつ、自社に最も効果的なコンプライアンス・プログラムを自主的に策定・実施すべきものである⁶⁰⁾。

各国で異なるのは、コンプライアンス・プログラムが、企業の違法行為があった場合に刑事手続上有する法的意義である。米国司法省は、FCPA ガイドにおいて、DPA・NPA を含めどのような事件処理を起訴裁量の中で行うかの判断やその内容に影響すること、場合によっては会社に対する訴追を行わないこともあり得ること等を明確に述べ⁶¹⁾、効果的なコンプライアンス・プログラムの実施を推奨している⁶²⁾。英国法務省の UKBA ガイドが述べているのは、企業の贈賄防止懈怠罪の成立を阻却する抗弁である「適切な手続」(UKBA 7 条(2)) としてのコンプライアンス・プログラムであることが明確である。経済産業省の指針では、取締役の内部統制構築義務および両罰規定における法人の従業員等の選任・監督上の過失と関係することが述べられ、民事及び刑事の両責任に影響を及ぼすことに触れている。

各国のガイドでコンプライアンス・プログラムの法的位置づけが異なるのは、米国におけるコンプライアンス・プログラムの発展の経緯と各国の法人処罰の理論的モデルの相違が原因であると考えられる。

3-2. 米国のコンプライアンス・プログラムの発展の経緯

米国におけるコンプライアンス・プログラムの発展の経緯については優れた先行研究があり⁶³⁾、それを要約して以下紹介する。

現在のコンプライアンス・プログラムの発展の端緒は、1961 年のゼネラル・エレクトリック社の反トラスト法違反事件以後、反トラスト法分野において企業がコンプライアンス・プログラムを導入したことにある⁶⁴⁾。その後もコンプライアンス・プログラムは、企業スキャンダルが発生とそれへの対応の繰り返しという文脈の中で、徐々

に反トラスト法以外の領域に広がり現在に至っている。

コンプライアンス・プログラムが法的な位置づけを初めて得たのは、ウォーターゲート事件に端を発した企業スキャンダルを機に1977年に制定されたFCPAにおける会計・内部統制条項⁶⁵⁾である。同条項は企業に会計に関する内部統制体制の構築を求めたが、当時は形式的な導入にとどまりあまり機能しなかったといわれる。もう1つ例をあげれば、1980年代半ばに大規模なインサイダー取引が発覚した後は、1988年内部者取引及び証券詐欺規制法⁶⁶⁾により証券業者等の従業員に内部者取引防止のコンプライアンス・プログラムの実施が義務づけられた⁶⁷⁾。1980年代にコンプライアンス・プログラムは、企業スキャンダルを機に様々な法領域へと拡大していった。

そして、1991年に連邦議会司法部所属の独立委員会である合衆国量刑委員会 (United States Sentencing Commission) は、「組織体に対する連邦量刑ガイドライン (Federal Sentencing Guidelines for Organizations)」を法制化し、企業に高額な罰金刑を科すことを定める一方で、コンプライアンス・プログラムが適切に実施されていた場合、罰金額の必要的軽減を明示した⁶⁸⁾。その効果は、法定多額を83%から30%程度軽減する可能性がある。量刑上コンプライアンス・プログラムを考慮する目的は、犯罪の防止、発見及び報告のための内部的なシステムを確保するためのインセンティブを企業に与えることにあった。その後、企業にコンプライアンス・プログラムの導入が大きく広がったが、1993年10月～2001年9月までで、実際に量刑の軽減が認められたのは2件であったという⁶⁹⁾。

量刑ガイドラインの示すコンプライアンス・プログラムの要素は、①犯罪行為の可能性を減少させ得る遵守基準並びに従業員等が従う手続を確立すること、②組織体の上級構成員の中の特定の者が基準及び手続の遵守を監督する全体的な責任を割り当てられること、③組織体が違法活動に従事する性向を有する者に実質的権限を付与しないよう相当の注意を払うべきこと、④研修プログラム

や説明冊子の配布など、基準及び手続に従業員等に効果的に伝達する手段を講ずること、⑤監視及び監査制度、内部通報制度など、基準の遵守を確保するための合理的な手段を講ずること、⑥適切な懲戒のメカニズムによって基準の一貫した執行がなされること、⑦犯罪が発見された場合、違反行為を防止・発見するためのプログラムの必要な修正を行うほか、将来の犯罪を防止するためのあらゆる手段を講ずること、などである。これらは、論理必然的な結果として導かれたものでも、実証的に裏付けられたものでもなく、それまでの議論や実践を踏まえた最大公約数に過ぎなかった。コンプライアンス・プログラムの実施を量刑の減輕事由とすることには、①経済活動への司法の過度な介入である、②有効性が十分実証されていない、③どの程度のコンプライアンス・プログラム導入を求めているか不明確であるなどと批判もなされた⁷⁰⁾。

このような批判がある一方で、米国司法省は、量刑に至る前の起訴裁量の段階で、コンプライアンス・プログラムを考慮する実務的取り扱いをするようになってきた。2003年には、司法省副長官のラリー・トンプソン (Larry D. Thompson) がメモランダムというかたちで企業の訴追に関する基本方針 (事業組織訴追原則: Principles of Prosecution of Business Organizations) をとりまとめ (トンプソン・メモランダム)、その中で、真に実効性あるコンプライアンス・プログラムを実施していた場合には、法人の代表者や従業員を起訴するが法人自体は起訴しない余地を認めた。これが現在の合衆国検察官手引 (United States Attorneys' Manual: USAM) 中の「連邦事業組織訴追原則 (Principles of Federal Prosecution of Business Organizations)」に取り込まれて現在に至っている⁷¹⁾。

しかし、このような取り扱い方針は法的根拠をもたず、コンプライアンス・プログラムの存在をどのように考慮するかは、米国司法省の裁量に委ねられ、法人にとって効果的な保障となっていないとの批判もあるという⁷²⁾。

2000年代には、エンロン事件ほか多数の企業

不祥事が相次ぎ、コンプライアンス・プログラムの犯罪予防効果に対する信頼が揺らぎ始めた⁷³⁾。2002年サーベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) は、企業不祥事への規制強化のほか、量刑ガイドラインの見直しを求めており⁷⁴⁾、2004年には、量刑ガイドラインのコンプライアンス・プログラムに関する規定が改訂された⁷⁵⁾。2004年改訂後の量刑ガイドラインの特徴としては、「倫理」及び法令遵守への関与を促進する「組織文化の醸成」が強調されたことがあげられる⁷⁶⁾。これは、企業の社会的責任論からの影響、また、組織文化の醸成がコンプライアンス・プログラムの効果を高めるという見解からの影響が指摘されている⁷⁷⁾。

前述のように、FCPAガイドが示すコンプライアンス・プログラムの要素には、量刑ガイドラインのコンプライアンス・プログラムが規定する内容⁷⁸⁾が反映されている。FCPAガイドが示す項目のうち①上級経営者の誓約と明確な反汚職方針 (Commitment from Senior Management and a Clearly Articulated Policy Against Corruption) の趣旨は組織体におけるコンプライアンス文化や倫理を守る文化の強調であり、これは、2004年改訂後の量刑ガイドラインの特徴である倫理的な行為及び法令遵守への関与を促進する組織文化の醸成と同様の考え方に立つものといえよう。

3-3. 法人処罰理論とコンプライアンス・プログラムの法的位置づけ

1) 米国

米国におけるコンプライアンス・プログラムの発展の概略を見てきたが、企業のコンプライアンス・プログラムの実施の意義が強調されるのは、実は、FCPAだけに特有のことではなく、企業犯罪全般に関係する。それは米国が法人処罰について、少なくとも連邦判例⁷⁹⁾においては、代位責任理論 (vicarious liability theory) を採用するからである⁸⁰⁾。代位責任理論は、法人は従業員の行為から利益を得ているのであるから、不利益も負担すべきであるという報償責任原理 (doctrine of respondeat superior) に基づき、法人のいかな

る従業員が犯した犯罪についても、法人は刑事責任を負うというものである⁸¹⁾。代位責任理論によると、末端の従業員が犯した犯罪にも法人が責任を負うという苛酷な結果となるので、米国でも問題視されてきた。例えば、1962年米国模範刑法典 2.07条(1)(c)は、後述する英国と同様に同一視理論を採用し、法人の行為と同一視される主体の制約を提案したが、連邦判例が代位責任を維持する以上、それが連邦レベルで採用されることは困難であった⁸²⁾。

末端従業員を含むあらゆる従業員の行為が法人に帰責される代位責任理論が維持される場合、その不当性を緩和する要請が生ずる。そこで、コンプライアンス・プログラムを実施している企業については、①量刑の段階において、効果的なコンプライアンス・プログラムを実施している場合は刑の減輕事由として考慮する⁸³⁾、②起訴裁量の段階において、DPA又はNPA或いは不起訴という事件処理を行うか否かを判断する際の要素として考慮するという考え方が、米国で発展したものと理解することができる。なお、連邦事業組織訴追原則によれば、法人の不起訴 (従業員等のみを起訴) については、コンプライアンス・プログラムの存在だけでは正当化することはできず⁸⁴⁾、犯罪の重大性、自発的通報や捜査への積極的協力の有無など9つの要素を総合的に考慮して判断するという⁸⁵⁾。

厳格なコンプライアンス・プログラムの実施が米国司法省から評価され、役職員のFCPA違反による会社の責任について、訴追を含むあらゆる制裁を免れたものとして、モルガン・スタンレー社の事件が有名である⁸⁶⁾。

モルガン・スタンレー社の上海事務所不動産グループに勤務していたマネージング・ディレクターのPは、現地で不動産当局として機能する政府系団体との間で合弁で行った不動産投資取引に関連して、中国政府関係者に贈賄を行っていた。政府系団体はSPV (特別目的事業体) を通じて取引を行っていたが、モルガン・スタンレー社はコンプライアンス・プログラムを整備・実施していたにもかかわらず、中国政府関係者がSPVの

50%近くを個人的に所有していたこと、及びSPVが贈賄の手段として使用されていたことを発見できなかった。その理由は、責任者であるP及びSPVの弁護士が、SPVは政府機関により100%保有・支配されているとの虚偽の報告をしていたからである。結局、発覚までにPは中国政府関係者に対し500万ドルの賄賂の供与を行っていた。

この事件では、実行犯のPは罰金と禁固刑を受けており、また、モルガン・スタンレー社も贈賄行為の発覚後、①司法省への情報提供、②9ヶ月に及ぶ徹底的な社内調査の実施、③実行犯を解雇し、④司法省に全面的に協力した等の事情により、結果として制裁を免れたのであって、コンプライアンス・プログラムの評価だけで法人としての責任を免れたわけではない⁸⁷⁾。贈賄行為をなした役職者Pが個人的利益のために詐欺行為を行ったという悪質な個人犯罪の側面が強かったという特殊事情の影響も大きいとの指摘もある⁸⁸⁾。

学説においては、法人が効果的なコンプライアンス・プログラムを実施していれば、相当の注意を払ったものとして、従業員の行為につき刑事責任を負わないとする見解が主張されており⁸⁹⁾、FCPA違反の場合についても、同じ見解が主張されている⁹⁰⁾。しかし、代位責任理論を維持する限り、それは受け入れ難い理論構成であり、米国司法省の連邦事業組織訴追原則においても否定されている⁹¹⁾。判例も、コンプライアンス・プログラムがいかにか効果的であっても、職務の範囲内で行為をした従業者が法令を遵守しなかったときは、法人は責任を免れないとしている⁹²⁾。

代位責任理論のもとでも、従業員の犯罪は、①職務の範囲内かつ②法人図利目的で行われた場合にのみ、法人に帰責される。そうすると、会社の上位者の命令やコンプライアンス・プログラム等で贈賄禁止と明確に示されているにもかかわらず、従業員が贈賄を行った場合、それに反する贈賄行為は「職務の範囲内」といえるのかという問題がある。判例法理は、下位従業員が上位者の命令や会社の方針に反して行為しても、犯罪行為が職務範囲外になるわけではないとし、法人を処罰す

る⁹³⁾。しかし、学説には、①職務の範囲内かつ②法人図利目的という2要件を厳格に解釈する際の考慮要素の1つとしてコンプライアンス・プログラムを取り込むことを提案する見解があり、裁判例にもその可能性を示唆するものがあるが、この考慮により処罰を否定した事例はないという⁹⁴⁾。

なお、現在の米国司法省のFCPAの法執行においては、大多数の事件がDPAや有罪答弁取引などの司法取引で処理され、その取引の条件の中で、摘発した企業にコンプライアンス・プログラムの導入を義務づけることが多い。これには批判も多く、FCPAの法執行において事件が裁判所の判断を経るものがほとんどないことは、FCPAの法執行が司法審査ではなく司法省と摘発された企業との交渉によって処理されている「みせかけの法執行」であることを示し、また、司法省によるコンプライアンス・プログラムの強調が、リスクを避けたい企業に過剰なコンプライアンス・プログラムの導入という不効率性をもたらすことが指摘されている⁹⁵⁾。

2) 英国

英国の法人処罰は、同一視理論 (identification principle) による。同一視理論とは、役員など法人と同一視できる者の行為を法人の行為とみなして、法人を処罰するものである⁹⁶⁾。テスコ事件判決⁹⁷⁾は、法人と同一視することが許されるのは、法人の指導的意思 (directing mind) を担う自然人だけであって、無限定に同一と認めることは許されないとした。

同一視理論によれば、法人と同一視されるのは、役員等の上級幹部に限られるので、米国のように末端の従業員の行為についても法人に常に帰責がなされ刑事責任を負うという不当な結果は生じない。従って、コンプライアンス・プログラムの実施を、法人の刑事責任の成否や起訴裁量・量刑との関係において、積極的に意義づけを行い考慮するインセンティブは働かなかつたといえる。UKBAの執行当局である重大詐欺局 (SFO) が従う法人訴追指針及び2010年贈賄禁止法重大詐

欺局局長及び公訴局長共同訴追指針においても⁹⁸⁾、コンプライアンス・プログラムの存在は、犯罪の自発的通報、積極的な捜査協力その他と並んで、不起訴に傾く判断要素の1つとして同列に扱われるに過ぎない。訴追は、公益 (public interest) に適うことを大原則とし、まず訴追に足る証拠があるか、あるとしたら次に、訴追が公益に適うか否かを様々な要素を総合的に考慮して判断する。量刑は裁判所の専権事項であるが、コンプライアンス・プログラムが考慮要素として特に取り上げられてはいないようである⁹⁹⁾。

前述のように英国は同一視理論をとるため末端従業員の行為によって企業が刑事責任を問われることはない。しかし、OECD 条約との関係で、法人と同一視されるのが指導的意思 (directing mind) を担う会社幹部だけであるとすると、外国公務員贈賄罪の場合も法人処罰の範囲が狭くなりすぎるともいえる。OECD 条約2条は「自国法の原則に従って」外国公務員贈賄罪に関する法人処罰を求めているが、あくまで「効果的で、均衡がとれ、抑止力のある刑罰」を科さなくてはならず (条約3条1項)、同一視原則による法人処罰は「効果的で」はないとの批判が OECD 贈賄防止作業部会からなされた。英国がその批判を受け入れて立法したのが、UKBA 7条の企業の贈賄防止懈怠罪である¹⁰⁰⁾。この企業の贈賄防止懈怠罪を新設したため、法人の処罰範囲が狭いという問題が解消したことから、外国公務員贈賄罪 (UKBA 6条) それ自体は従来同様に同一視理論によって法人処罰が行われる。

企業の贈賄防止懈怠罪は、贈賄行為自体を処罰するものではなく、実行犯とは別人格の法人自体の贈賄防止の義務の懈怠を処罰する。その意味で代位責任ではなく、故意過失を必要としない厳格責任 (strict liability) である¹⁰¹⁾。UKBA 7条の懈怠罪は贈賄行為それ自体を処罰するものではないことから、法人が贈収賄行為 (UKBA 1条・2条・6条) を犯した場合は、当該贈収賄行為に同意していたか黙認していた法人の経営幹部 (senior officer) も、法人と同じく処罰されるとする UKBA 14条は、UKBA 7条の企業の贈賄防止懈

怠罪には適用されない¹⁰²⁾。

贈賄防止懈怠罪を厳格責任とする一方で、企業側には、適切な手続 (adequate procedure)、すなわち適切なコンプライアンス・プログラムの実施を、同罪の成立を阻却する抗弁として認めることにより、バランスをとっている。

2010年贈収賄禁止法共同訴追指針では、「適切な手続」の証明の程度は蓋然性でよい (balance of probabilities) とされている¹⁰³⁾。そして、企業の贈賄防止懈怠罪の訴追に関しては、訴追の是非についての公益判断に至る前の証拠の有無の判断の段階において、「適切な手続」の存在を示す証拠があるか否かが強く関係するとし、現実的な有罪判決の見込める十分な証拠 (すなわち、コンプライアンス・プログラムが適切ではないという証拠) があるかどうか考慮せよと述べている¹⁰⁴⁾。

このような証拠の収集の困難さに加え、他国での訴追可能性を考えると、理論的には UKBA 7条は極端な域外適用の可能性があるが、実際にはそのような運用はなされないのではないかと指摘がなされている¹⁰⁵⁾。

3) 日本

我が国の外国公務員贈賄罪は両罰規定により法人を処罰する。多数説は、法人の処罰根拠について同一視理論に立つが、最高裁昭和40年判決¹⁰⁶⁾によれば、両罰規定は、代表者等の法人と同一視される主体の行為についての法人処罰と、従業員等の法人と同一視されない主体の行為についても、法人 (実際は同一視される代表者等) の選任・監督上の過失を要件として処罰するものであり、従業員等の行為については、法人の選任・監督上の過失が推定されるものと理解される¹⁰⁷⁾。すなわち、責任主義の観点から、従業員等の行為について法人を処罰するには、従業員等の選任・監督上の過失が必要であり、両罰規定は、法人の過失の存在を推定したものであるという過失推定説に立つものである。実は、これは、米国において代位責任理論による苛酷な法人処罰を批判し、法人が「相当の注意」を払った場合 (コンプライアンス・プログラムの実施を相当の注意にあたる) とする学説が

あることは前述した)、従業員の行為につき、法人は刑事責任を負わないと解すべきと主張する学説の議論と、同じ型のものであるといえよう¹⁰⁸⁾。この意味で我が国の法人処罰の範囲は、米国（代位責任理論）と英国（同一視理論）の中間に位置するものと評することができよう。

それでは、我が国の場合、法人はどの程度の注意を払えば無過失といえるのだろうか。これについては、両罰規定による法人処罰は、実質的に無過失責任に近い運用がなされていると評されてきた。実際に法人の免責を認めた裁判例は数件である¹⁰⁹⁾。判例を分析した研究によれば、免責要件となる法人の注意義務について明確な具体的基準を読みとることはできないこと、免責を認めた数少ない裁判例からは、①法人の代表者が信頼に値する立場にある者から違反は存在しないとの確認を得ていた場合と、②組織として多重的で極めて綿密な防止措置を講じていた場合の、いずれかに限って免責は認められるという¹¹⁰⁾。外国公務員贈賄罪の両罰規定の場合、これと同程度の厳格さが要求されるのかどうか、今のところは不明である。もし、従来同様厳しい判断がなされるとしたら、実質的には、米国の代位責任理論に近いものとなるろう。

法人の刑事責任に関する組織モデルの立場からは、コンプライアンス・プログラムの適正な実施に、無過失免責という効果を認めるべきであり、コンプライアンス・プログラムの整備促進という観点からも、コンプライアンス・プログラムの適正な実施を注意義務とした企業システム過失論が支持されるという見解もある¹¹¹⁾。しかし、組織過失を肯定するにしても、その判断に際しては、コンプライアンス・プログラムだけではなく、実行者の注意義務も判断ファクターにしてよいはずであり¹¹²⁾、経営者の監督措置やコンプライアンス・プログラムを考慮して処罰の可否を総合的に判断すべきであろう¹¹³⁾。

経済法学者からも、コンプライアンス・プログラムの実施だけで選任・監督上の過失の有無を判断するのは誤りとの批判がある¹¹⁴⁾。コンプライアンス・プログラムが水も漏らさぬようなもので

あっても、会社の各部門への業務要請等が法遵守を軽視せざるを得ない組織上の圧力をもたらしかねないこと、そうせざるを得ないような環境に会社が置いたことや、会社の法遵守の要請に従わないような人物を選任した側の落ち度が問題となるのではないかという。政策判断としてコンプライアンス・プログラムの実施だけで免責するのは好ましくないともしよう。

企業の従業員等に対する取締役による監督は、コンプライアンス・プログラムを実施していることに尽きるのではなく、その運用の過程で、個々具体的な事情を勘案しつつ、適宜の措置を講ずることも含まれるのであり、抽象的に効果的なコンプライアンス・プログラムか否かだけで、監督上の過失の有無を判断するのは妥当ではないといえよう。

なお、両罰規定による法人処罰において、処罰の原因となった事件の後になされたコンプライアンス・プログラムの整備を、事後的な情状として量刑上酌量した裁判例がある¹¹⁵⁾。

4. 新興国の動向

4-1 ブラジル

ブラジルは非 OECD 加盟国ではあるが、OECD 条約を 2000 年に批准している。2002 年に外国公務員贈賄罪を処罰するようブラジル刑法典を改正したが、2007 年の OECD 贈賄防止作業部会による審査の結果、法人処罰規定の欠如から条約違反に該当するとの指摘を受けた。そこで、外国公務員贈賄のみならず、ブラジル国内外の公務員への贈賄を禁じ法人処罰を行う包括的規制である腐敗行為防止法が 2013 年 8 月 1 日に立法され、2014 年 1 月 29 日から施行されている。既にブラジルの腐敗行為防止法の全体像については先行研究により紹介されているので¹¹⁶⁾、それに依拠しつつ、本稿では、FCPA 及び UKBA との比較の見地から、法人処罰に絞って、興味深い点をいくつかとりあげる。

適用対象となる者は、法人格の有無や組織形態にかかわらず、すべての営利社団、会社、組合等

のほか、外国会社のうち本社、子会社又は営業所等がブラジル国内に設立されている場合も同様と規定されており（1条）、事業の全部又は一部をブラジルで行う外国企業に対し、ブラジルの内国法人と同様に管轄権を及ぼす趣旨と思われ、UKBAの「関連事業組織」に似た定義である。

また、法人の責任については、その役職員が当該法人の利益のために行った違法行為について法人に責任が生じ、職員の身分は問題とならないとされることから、米国の代位責任理論と同じ考え方といえよう。米国は代位責任理論を採用するため、法人は相当の注意を払っても従業員の違法行為に関し責任を免れないとされるが、ブラジルの腐敗行為防止法上も、法人の責任は厳格責任（無過失責任）と解されているようであり、役職員の違法行為の法人への帰責の論理は、米国とブラジルで非常によく似ている。米国における議論を参考とすれば、法人が従業員の行為に関する責任を免れるためには、従業員の行為が①職務範囲内かつ②法人図利目的の要件を充足しないことを主張するしかないところ、②については、違法行為の利益の一部のみが法人に帰属する場合も、法人が責任を負うとされるようであり、非常に法人に厳しい責任法制である。そうするとブラジルでは、例えば、末端従業員による会社の明確な方針に反する違法行為にも法人が責任を負う不当性をどのように調整しているのだろうか。

腐敗行為防止法の金銭的制裁は、裁判所の司法手続による罰金ではなく、行政責任としての制裁金であり、その額は原則として直近の会計年度の総収益から税金を控除した額の0.1%から20%相当額という違法行為抑止力のある高額となっている（6条）。かつ、有責に関する特別公告をさせることにより（5条）、法人にスティグマを与えるなど、行政責任の形態をとりつつ刑罰に近い実質を有している。その一方で、リニエンシー合意を認めるほか（16条）、行政制裁の適用に関しては、違反行為の重大性のほか、法人のコンプライアンス・プログラムや調査への協力など9項目を考慮するとしている（7条）。コンプライアンス・プログラムが存在しても法人の責任自体は免

れないが、制裁内容を定めるにあたり考慮要素となるという意味では、米国の量刑ガイドラインに近い発想がある。また、米国司法省がDPAなどの司法取引において、違反企業のコンプライアンス・プログラムや協力等も総合考慮して制裁内容の判断を行うメカニズムに似た側面があるといえよう。

4-2 インドネシア

インドネシアは、ブラジルと異なりOECD条約を批准してはいないが、国連腐敗防止条約には加盟している。同国は、従来から汚職の弊害に苦しんでいた。この事態に対処するため、メガワティ大統領政権下において汚職撲滅委員会法（2002年法律第30号）が立法され、KPK（Komisi Pemberantasan Korupsi）と略称される汚職撲滅委員会が設置された。KPKは、警察や検察の系列に属しない、独立性が法律上担保された大統領直属の法執行機関である。その独立性と国民の支持により、国内の贈収賄罪に関する法執行に効果をあげている模様である。本稿はOECD条約に基づく米英日の贈賄側の規制を見てきたが、贈収賄罪に関する法執行が比較的弱いと思われてきた国家においても、法執行が成果をあげている例として、以下に紹介する¹¹⁷⁾。

KPKは、贈収賄の捜査・起訴のほか、さらに4つの機能を営む。まず、①贈収賄防止（prevention）である。これには贈収賄防止のための研究・教育と大衆啓蒙が含まれる。②監督（supervision）とは、警察や検察など他の贈収賄の法執行機関を監督することを意味する。③監視（monitor）とは、贈収賄防止・摘発を通じ、政府・行政機関のガバナンスの監視をすることである。④協調・調整（coordination）とは、警察・検察その他の機関等による反贈収賄の法執行活動の協調・調整である。

KPKは、すべての贈収賄について警察及び検察庁と同じく、捜査権限及び起訴権限を有する。しかしながら、KPKは、①高位の役職者による（high rank official only）、②10億ルピア（約1千万円）以上の贈収賄に限っては、単独かつ独立に

捜査及び起訴が可能である。政治家や、高級官僚、捜査関係者、裁判官などの高級公務員は、警察や検察に影響を及ぼし得ることから、十分な法執行ができない場合があるからである。従って、高級公務員による10億ルピア以上の贈収賄事件については、単独で捜査・起訴権を有することが重要なポイントとなっている。高級公務員の捜査・起訴には、警察・検察の場合は、組織の上位者の同意を要するが、KPKは、前述のように独立性が担保された大統領直属機関であり、KPKの判断だけで捜査・起訴ができる¹¹⁸⁾。

もちろん、警察や検察庁は、すべての贈収賄事件について捜査・起訴権限を有するので、案件について共同で捜査などを行うことがあるが、一定の場合、すなわち事件の扱いに遅れが見られる場合、警察ないし検察に、被疑者・被告人を庇ったりするような動きがみられる場合、合理的な根拠なく捜査や起訴が放棄された場合等が生じたときは、KPKは、警察や検察から事件の取り扱いをKPKに移管する権限を有するという。

KPKの捜査の端緒となる主な情報ソースは2つある。まず、公衆による苦情申立及び情報提供(public complaint, public report)である。贈収賄に関する苦情及び情報提供は、電話やFAX、電子メール、KPKオフィスへの直接の来訪などであるが、ジャカルタのみならず、インドネシア全土から情報が寄せられているという。次に、独自の捜査による情報収集であるが、他の機関、例えば、BPK(最高検査院)による監査などから捜査の端緒が得られることが多いという。

KPKが起訴した事件は、特別法廷(special court)で裁かれるが、現在まで有罪率100%のことである。

付記

本稿は、2013年度全国銀行学術研究振興財団研究助成(国際コンプライアンスの現状と課題)に基づく成果である。

注

- 1) OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Transactions.
- 2) United Nations Convention against Corruption.

- 3) Council of Europe, Criminal Law Convention of Corruption.
- 4) 例えば、ベーカー&マッケンジー(2013)ほか、末尾の参考文献参照。
- 5) 石川(2014) p.119; 梅田(2011) p.114; 北島(2011) p.262。
- 6) United States, Steps taken to implement and enforce the OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transaction (Information as of 25 February 2013). Available at <http://www.oecd.org/daf/anti-bribery/unitedstates-oecdanti-briberyconvention.htm>.
- 7) 杉浦(2012b) p.1393。
- 8) 詳細について紹介するものとして、例えば、内田(2013)。
- 9) United States v. Marubeni Corporation Court Docket Number: 14-CR-00052-JBA. Available at <http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/cases/marubeni-corp.html>.
- 10) 杉浦(2012a) 参照。
- 11) United Kingdom, Steps taken to implement and enforce the OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transaction (Information as of 24 March 2014). Available at <http://www.oecd.org/daf/anti-bribery/unitedkingdom-oecdanti-briberyconvention.htm>.
- 12) O'Shea(2011) p.228.
- 13) OECD Working Group's Phase 1ter Reports on the U.K., p.18. Available at <http://www.oecd.org/daf/anti-bribery/unitedkingdom-oecdanti-briberyconvention.htm>.
- 14) 内田(2013); ベーカー&マッケンジー(2013) p.72; 梅田(2011) p.131。
- 15) 久保田(2015) など。
- 16) 経済産業省(2010) p.24。
- 17) 15 U.S.C. § 78 m. 上場企業など証券発行者(issuer)に対し、資産の取引ならびに処分について適度に詳細で、正確かつ公正に反映させた会計帳簿、記録の作成および保存、並びに内部会計管理システムの考案・維持を義務づける規定である。外国公務員への贈賄がなされたことの立証が困難であり外国公務員贈賄禁止条項違反による訴追が難しい場合でも、会計・内部統制条項違反としてならば訴追が可能な場合がある。これが外国公務員贈賄との関係における会計・内部統制条項の意義である。会社の会計上「賄賂」という名目での会計処理はできないことから、賄賂は会社の裏金から支出されたり、コンサルタント料など名目を偽った支出によってまかなわれるからである。
- 18) 15 U.S.C. § 78 dd-1. この条項は1934年証券取引所法30A条である。同条項の発行者(issuer)とは、1934年証券取引所法12条による登録証券の発行者もしくは同法15条(d)項に基づく報告書の提出を要する発行者、又はその発行者のために行為する役員、取締役、使用人もしくはその代理人等である。この発行者には、具体的には、米国の証券取引所の上場企業、店頭登録をしておりSECを通じて継続開示を行っている企業、米国預託証券(ADR: American Depository Receipt)

- を通じ米国において上場又は資金調達を行う企業などが該当する。
- 19) 15 U.S.C. § 78 dd-2. 「国内関係者」とは、米国法を設立準拠法とするか、若しくは米国に主たる事業所 (principal place of business) を有する会社、組合、団体等及びその役職員等、並びに米国籍保有者、米国居住者等である。
 - 20) 15 U.S.C. § 78 dd-3.
 - 21) DOJ & SEC (2012) p.11.
 - 22) DOJ & SEC (2012) p.11.
 - 23) 18 U.S.C. § 371.
 - 24) 18 U.S.C. § 2.
 - 25) エージェント理論による適用範囲の拡大は、親子会社の場合にもなされる。FCPA が適用される子会社又は子会社従業員等の外国親会社は、子会社が親会社のエージェントとみられるか又は子会社を支配 (control) している実態がある場合、外国の親会社にも FCPA が適用され得る。DOJ & SEC (2012) p.27.
 - 26) 内田 (2014)。
 - 27) DOJ & SEC (2012) p.34.
 - 28) DOJ & SEC (2012) p.28; 埜ほか (2012c)。
 - 29) 企業の贈賄防止懈怠罪についての詳細な研究として、杉浦 (2012a)。
 - 30) Ministry of Justice (2011) pp.15-16. 英国法務省の UKBA ガイドによれば、英国において明確な (demonstrable) 事業のプレゼンスがない企業は該当しないとされる。例えば、英国で上場しているだけではあてはまらず、また、英国に子会社があることのみをもって、直ちに親会社も英国でビジネスを行っているとは判断されない。親会社が英国子会社に指示等を出すなどして、親会社が実質的に英国で事業を行っていると思われる実態が必要であるという。解釈問題であるが、裁判所により、かなり広く解される可能性がある。O'Shea (2011) pp.144 et. seq.
 - 31) Ministry of Justice (2011) pp.16-17.
 - 32) 高山 (2014) p.12。
 - 33) 我が国も OECD の求めに応じ、2004 年に国民の国外犯を処罰するよう法改正を行った (不正競争防止法 21 条 6 項)。
 - 34) 久保田 (2014a); 同 (2014b); 同 (2014c) 参照。
 - 35) DOJ & SEC (2012) p.3; Roberts (1989) p.492. 贈収賄は、米国内外で巨額のコストとなり、市場の効率性と安定性を損ない、商品の品質の低下につながるうえ、公平な競争を害するという考え方が立法の背後にあった。
 - 36) 石川 (2014) p.120 参照。
 - 37) Ministry of Justice (2011) p.16.
 - 38) ベーカー&マッケンジー (2013) p.45.
 - 39) 1927 年ローチェス号事件常設国際司法裁判所判決 (S.S. Lotus (Fr. v. Turk.), 1927 P.C.I.J. (ser. A) No.10 (Sept.7.)) 以来、国際法上禁止されていない行為は許されるという理解のもと、裁判管轄権のみならず立法管轄権の域外適用も国家の裁量内と解されている。
 - 40) 高山 (2014) p.14.
 - 41) 渡邊隆彦 (2014) 参照。
 - 42) 中川ほか (2011) p.247.
 - 43) 久保田 (2015) 参照。
 - 44) 西田ほか (2010) p.40 [高山佳奈子]。
 - 45) 経済産業省 (2010) p.24.
 - 46) 東京地判平成 13 年 3 月 8 日・平成 11 年 (特わ) 第 4259 号; 野々上 (2001)。事案の概要は次の通りである。被告銀行は、英国ロンドン市に本店を有する外国銀行であり、その東京支店は、為替取引、金融先物取引及び金融等デリバティブ取引等の銀行業を日本において営んでいた。東京支店長は、収益をあげるため、証券取引法、銀行法上のファイアー・ウォール規制違反となることを知りながら、仕組債の販売も行った。東京支店長ほか幹部行員は、平成 11 年 1 月から実施された金融監督庁検査部の立入検査に際し、上記の事実が当局に知られ、行政処分の対象となることを避けるため、東京支店の証券関連業務書類を隠匿し、立入検査の職員の質問に対して虚偽の答弁をし、かつ、同検査を忌避したものである。これら役職員の行為には、銀行法 63 条 3 号により刑事罰が科されるが、同法 64 条 1 項 2 号の両罰規定により、法人にも罰金刑が科される。本件被告銀行は、罰金 4000 万円に処された。
 - 47) 渡邊隆彦 (2014) p.1405.
 - 48) *R v. Innospec Ltd.* [2010] EW Misc 7 (EWCC), [2010] Crim LR 665, 2010 WL 3580845; O'Shea (2011) p.224; <http://fcpaprofessor.blogspot.co.uk/2010/04/lord-justice-thomass-innospec.html>.
 - 49) Crime and Courts Act 2013, Sec.45 and Schedule 17.
 - 50) 木目田・山田 (2007)。
 - 51) 通商産業省知財政策室 (1999) p.37.
 - 52) 最判平成 12 年 7 月 7 日民集 54 卷 6 号 1767 頁。
 - 53) 大阪地判平成 12 年 9 月 20 日判例時報 1721 号 3 頁; 船津 (2009) 参照。
 - 54) 詳しくは、松井 (2007); 弥永 (2009) 参照。
 - 55) 例えば、杉浦 (2014); ベーカー&マッケンジー (2013); 木目田・吉本 (2013); 埜ほか (2012a); 山田 (2011); 新城 (2011) など。
 - 56) DOJ & SEC (2012) pp.57 et. seq.
 - 57) DOJ & SEC (2012) p.56; U.S. Sentencing Guidelines Manual (USSG) § 8 B 2.1.
 - 58) Ministry of Justice (2011) pp.20 et. seq.
 - 59) 経済産業省 (2010) p.6 以下参照。
 - 60) これは米英日のすべてのガイドに共通する。DOJ & SEC (2012) pp.56-57; Ministry of Justice (2011) p.20; 経済産業省 (2010) p.6.
 - 61) 効果的なコンプライアンス・プログラムの存在は、これらの判断において、重要ではあるが 1 つの要素に過ぎず、他の要素も含めて総合的な判断が行われる。
 - 62) DOJ & SEC (2012) p.56. 従業員等の犯罪行為を完全に防げるコンプライアンス・プログラムは存在せず、たまたま法令違反があったからといって、当該企業のコンプライアンス・プログラムが効果的ではないということを示す意味はないという。
 - 63) 川崎 (2004) pp.225-249; 同 (2005) 参照。
 - 64) この事件及び独禁法上のコンプライアンス・プログラムについては、川浜 (1994) 参照。
 - 65) 15 U.S.C. § 78 m(b) (2) (B).
 - 66) The Insider Trading and Securities Fraud Enforcement Act of 1988, Pub. L. No.100-704, 102 Stat. 4677.

- 67) 現在の1934年証券取引所法15条(g), 1940年投資顧問業法204A条。
- 68) U.S. Sentencing Guidelines Manual (USSG) ch.8. 制定当時のコンプライアンス・プログラムについての規定内容 (USSG § 8A1.2) の邦訳は, 川崎 (2005) pp.9-10 参照。
- 69) 川崎 (2004) p.240; 同 (2005) p.30。
- 70) 川崎 (2004) p.238; 同 (2005) p.13。
- 71) USAM § 9-28.300 は, 起訴裁量において「考慮すべき要素」を規定するが, その中に, 「既存のコンプライアンス・プログラムの存在と実効性」があげられている。
- 72) 川崎 (2004) p.278。
- 73) 川崎 (2005) p.17。
- 74) Sarbanes-Oxley Act of 2002 (Pub.L.No.107-204, 116 Stat.745), Section 805(a) (5)。
- 75) 2004年改訂後のコンプライアンス・プログラムに係る部分の邦訳につき, 川崎 (2005) pp.19-21 参照。
- 76) USSG § 8B2.1 (a)。
- 77) 我が国の会社法においては, 企業の社会的責任論について, あまり理想的にとらえると実効性が無いこと, 社会的責任の内容が漠然としており, かねて有害なことが論じられてきた。例えば, 竹内 (1976)。
- 78) USSG § 8B2.1. 邦訳につき, 川崎 (2005) pp.19-21 参照。
- 79) *New York Central & Hudson River Railroad Co. v. United States*, 212 U.S. 481 (1908)。
- 80) 樋口 (2009) p.83。
- 81) 法人処罰の理論モデルである代位責任理論, 同一視理論, 組織モデルについての簡潔かつ明快な解説として, 今井 (2002) 参照。
- 82) 川崎 (2004) p.270。
- 83) 樋口 (2009) p.113 は, 法人の適切な注意とコンプライアンス・プログラムを結合しており, コンプライアンス・プログラムの履行により, 組織モデルによる処罰根拠が欠落すると説明している。
- 84) USAM § 9-28.800。
- 85) USAM § 9-28.300。
- 86) DOJ & SEC (2012) p.61; Witten et. al (2013) § 10.10; ベーカー&マッケンジー (2013) p.145; *United States v. Garth Peterson*, Court Docket Number: 12-CR-224. Available at <http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/cases/petersong.html>。
- 87) Witten et. al (2013) § 10.10; ベーカー&マッケンジー (2013) p.146。
- 88) 杉浦 (2014) p.94。
- 89) 川崎 (2004) p.184; 樋口 (2009) p.98, p.104。
- 90) Koehler (2012); U.S. Chamber Institute for Legal Reform (2010) p.11。
- 91) USAM § 9-28.800.この点につき, 杉浦 (2005) p.29。
- 92) 川崎 (2004) p.268。
- 93) 樋口 (2009) pp.96-97; 川崎 (2004) pp.266-267。監督過失の擬制として説明されるのが通常である。
- 94) 樋口 (2009) pp.97-98; *United States v. Beusch*, 596 F.2d 871, 878 (9th Cir.1979) は, 明示の指示や会社の方針の存在は, それに反した従業員の行為が, 会社の利益のために行為したかどうかを判断するにあたり考慮され得ると判示した。川崎 (2004) p.274 に詳しい紹介がある。
- 95) Koehler (2010)。
- 96) 樋口 (2009) p.57。
- 97) *Tesco Supermarkets Ltd. v. Natrass* [1972] A.C.153。
- 98) Guidance on Corporate Prosecution, Bribery Act 2010: Joint Prosecution Guidance of the Director of the Serious Fraud Office and the Director of Public Prosecutions. Available at <http://www.sfo.gov.uk/about-us/our-policies-and-publications.aspx>。
- 99) O'Shea (2011) p.231。
- 100) 杉浦 (2012a) p.124。
- 101) O'Shea (2011) p.132。
- 102) The Bribery Act 2010 Explanatory Note, para.64。
- 103) O'Shea (2011) p.160。
- 104) 前掲注98の「共同追訴指針」(Joint Prosecution Guidance) p.11 参照。
- 105) 杉浦 (2012a) p.131。
- 106) 最判昭和40年3月26日刑集19巻2号83頁。
- 107) 樋口 (2009) p.15。
- 108) 樋口 (2009) p.109。
- 109) 大阪地判昭和24年8月2日刑事裁判資料55号511頁, 高松高判昭和46年11月9日判例時報660号102頁。大阪地判昭和24年7月5日労刑集4号511頁〔未見〕については, 川崎 (2004) p.34 が事案を紹介している。
- 110) 川崎 (2004) p.36。
- 111) 川崎 (2004) p.213, p.302。
- 112) 樋口 (2009) p.43。
- 113) 樋口 (2009) p.171。
- 114) 川浜 (1994) p.577。
- 115) 川崎 (2004) p.300。東京高判平成8年5月31日判例タイムズ912号139頁〔価格カルテル事件〕。東京地判平成14年1月16日・平成13年(特わ)第2206号〔特恵関税制度利用のための内容虚偽の輸入申告, 関税法違反〕及び, さいたま地判平成14年12月4日・平成14年(わ)第1119号〔不正競争防止法違反, 鶏肉の産地偽装など〕は, 裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の裁判例情報に掲載されている。
- 116) 阿部 (2014)。
- 117) 本稿の内容は, 本稿執筆者である渡邊及び田澤が, 2014年8月にジャカルタのKPKを訪ね, KPK幹部のJohan Budi氏にインタビューした内容に基づくものである。また, Pickworth & Williams, ed. (2013) pp.113-119 参照。
- 118) 2008年から2011年までで269件の調査と139件の起訴をなしている。2012年以後は, 年間50件程度の起訴をしている。

参考文献

- 阿部博友 (2014) 「ブラジル腐敗行為防止法について」『国際商事法務』第42巻7号, pp.1086-1089。
- 新城浩二 (2011) 「英国 Bribery Act の解説とその与える影響—『十分な手続』に関する指針を中心に—」『NBL』第954号, pp.23-33。
- アンダーソン・毛利・友常法律事務所監修 (2013) 『域外適用法令のすべて』きんざい。

- 石川光泰 (2014) 「外国公務員贈賄対策をめぐる昨今の情勢」『警察学論集』第 67 巻 6 号, pp.110-134。
- 伊東研祐 (2012) 『組織体刑事責任論』成文堂。
- 今井猛嘉 (2002) 「法人処罰」『法学教室』第 260 号, pp.73-80。
- 今井猛嘉 (2009) 「コンプライアンス・プログラムと法人処罰」『刑事法ジャーナル』第 17 号, pp.16-23。
- 今井猛嘉・四方光・藤原一憲 (2006) 「コンプライアンスを巡る議論と組織体の法的責任について」『警察学論集』第 59 巻 12 号, pp.193-213。
- 内田芳樹 (2013) 「海外腐敗行為防止法 (FCPA) の域外適用—日本企業に対する共謀罪・幫助罪等による管轄権の拡大と対処法—」『国際商事法務』第 41 巻 7 号, pp.973-981。
- 内田芳樹 (2014) 「Conspiracy と Respondeat Superior 理論の日本企業への影響—最近の FCPA (連邦海外腐敗防止法) の域外適用に関して—」『国際商事法務』第 42 巻 6 号, pp.929-932。
- 梅田徹 (2011) 『外国公務員贈賄防止体制の研究』麗澤大学出版会。
- 甲斐淑浩 (2011) 「米国の海外腐敗行為防止法 (FCPA) と近時の執行状況」『NBL』第 955 号, pp.60-66。
- 川崎友巳 (2004) 『企業の刑事責任』成文堂。
- 川崎友巳 (2005) 「アメリカ合衆国におけるコンプライアンス・プログラムの新動向」『同志社法学』第 56 巻 7 号, pp.1-46。
- 川崎友巳 (2009a) 「コンプライアンス・プログラムと法人処罰」『刑事法ジャーナル』第 17 号, pp.24-30。
- 川崎友巳 (2009b) 「コンプライアンス体制構築へのインセンティブ—アメリカ合衆国との比較法的考察—」『月刊監査役』第 563 号, pp.32-41。
- 川浜昇 (1994) 「独禁法遵守プログラムの法的位置づけ」龍田節・森本滋編『川又良也先生還暦記念 商法・経済法の諸問題』商事法務, pp.543-589。
- 北島純 (2011) 『解説外国公務員贈賄罪 立法の経緯から実務対応まで』中央経済社。
- 木目田裕・山田将之 (2007) 「企業のコンプライアンス体制の確立と米国の訴追延期合意」『商事法務』第 1801 号, pp.43-54。
- 木目田裕・吉本祐介 (2013) 「米国 FCPA ガイドラインを踏まえた日本企業の実務上の対応」『商事法務』第 1989 号, pp.31-41。
- 久保田隆 (2014a) 「外国による域外的影響 (Extraterritorial Impact) について」『国際商事法務』第 42 巻 1 号, pp.100-102。
- 久保田隆 (2014b) 「最新事例にみる米国経済法違反の域外的影響とその法的課題」『国際商事法務』第 42 巻 8 号, pp.1242-1245。
- 久保田隆 (2014c) 『『米ドル・コルレス口座』管轄の拡大とアメリカ金融政策上の懸念』『国際商事法務』第 42 巻 10 号, pp.1560-1562。
- 久保田隆 (2015) 「最近の事例からみた『域外適用』論の再検証」『国際商取引学会年報』第 17 号 [2015 年 5 月刊予定]。
- 経済産業省 (2010) 「外国公務員贈賄防止指針」[平成 16 年 5 月 26 日公表, 平成 22 年 9 月 21 日改訂版]。
- 小坂重吉 (1999) 「連邦量刑ガイドラインの概要とコンプライアンス効果 (上)」『商事法務』第 1537 号, pp.26-31。
- 小坂重吉 (1999) 「連邦量刑ガイドラインの概要とコンプライアンス効果 (下)」『商事法務』第 1538 号, pp.17-21。
- 白石賢 (2007) 『企業犯罪・不祥事の法政策』成文堂。
- 杉浦保友 (2005) 「米国の新しい FCPA (Foreign Corrupt Practices Act) のガイドラインについて—執行当局は、FCPA 運用批判に対してどこまで応えたか—」『日本大学法科大学院法務研究』第 11 号, pp.23-51。
- 杉浦保友 (2012a) 「英国 Bribery Act 2010 の法人贈賄防止懈怠罪における法人刑事責任と域外適用の問題」『日本大学法科大学院法務研究』第 8 号, pp.109-135。
- 杉浦保友 (2012b) 「国際取引に伴う外国公務員贈賄罪の最近の動向とリスクの増加」『国際商事法務』第 40 巻 9 号, pp.1392-1395。
- 杉浦保友 (2014) 「外国公務員贈賄罪とコンプライアンス規範」『国際商事法務』第 42 巻 1 号, pp.92-95。
- 埴尚義・若林剛・松本渉・大石貴大 (2012a) 「英国贈賄防止法要点&モデル条項例」『月刊監査役』第 601 号, pp.60-68。
- 埴尚義・若林剛・松本渉・行岡陸彦 (2012b) 「米国海外腐敗行為防止法 (FCPA) の要点」『月刊監査役』第 602 号, pp.48-53。
- 埴尚義・若林剛・松本渉 (2012c) 「米国海外腐敗行為防止法 (FCPA) の事例分析と M&A における買収者の責任」『月刊監査役』第 603 号, pp.30-35。
- 田口守一・甲斐克則・今井猛嘉・白石賢 (2007) 『企業犯罪とコンプライアンス・プログラム』商事法務。
- 高山佳奈子 (2014) 「腐敗防止に関する管轄権の競合と二重処罰の危険」『法律時報』第 86 巻 2 号, pp.11-15。
- 竹内昭夫 (1976) 「企業の社会的責任に関する商法の一般規定の是非」『商事法務』第 722 号, pp.33-45。
- 通商産業省知的財産政策室 (1999) 『外国公務員贈賄防止—解説改正不正競争防止法』有斐閣。
- 中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良 (2011) 『国際法〔第 2 版〕』有斐閣。
- 西口博之 (2014) 「わが国企業の海外取引と米国海外腐敗行為防止法—最近の紛争例に関連して—」『国際商事法務』第 42 巻 8 号, pp.1163-1167。
- 西田典之・山口厚・佐伯仁志編 (2010) 『注釈刑法第 1 巻 総論』有斐閣。
- 日本能率協会総合研究所 (2011) 『平成 23 年度中小企業の海外展開に係る不正競争等のリスクへの対応状況に関する調査 (外国公務員贈賄規制法制に関する海外動向調査) 報告書』。
- 野々上尚 (2001) 「外国法人に対し銀行法所定の両罰規定の適用が認められた事例」『研修』第 640 号, pp.15-24。
- 樋口亮介 (2009) 『法人処罰と刑法理論』東京大学出版会。
- 藤川信夫 (2014) 「新たな国際汚職行為防止法の考察」『政経研究』第 50 巻 3 号, pp.609-653。
- 船津浩司 (2009) 「法令遵守に係る取締役の義務と責任に関する基礎的考察—外国法令の遵守を素材として—」『同志社法学』第 61 巻 2 号, pp.803-837。
- プロモントリー・フィナンシャル・ジャパン監修 (2013) 『体系グローバル・コンプライアンス・リスクの現状』きんざい。

- ベーカー&マッケンジー法律事務所・デロイト トーマツ
ファイナンシャルアドバイザー株式会社フォレンジック
サービス編 (2013)『海外進出企業の贈賄リスク対応
の実務—米国 FCPA からアジア諸国の関連法まで』
中央経済社。
- 松井秀征 (2007)「会社に対する金銭的制裁と取締役の会
社法上の責任」黒沼悦郎・藤田友敬編『江頭憲治郎先
生還暦記念 企業法の理論 (上巻)』商事法務, pp.549-
593。
- 森・濱田松本法律事務所 (2014)『外国公務員贈賄規制と
実務対応』商事法務。
- 森本大介 (2009)「米国における海外腐敗行為防止法
(FCPA) の概要と日本企業におけるリスク対応」『月
刊監査役』第 554 号, pp.24-33。
- 弥永真生 (2009)『会社法の実践トピックス 24』日本評論
社, pp.177-192。
- 山田裕樹子 (2011)「外国公務員贈賄規制を見据えた内部
統制システムの構築」『商事法務』第 1933 号, pp.34-
43。
- 渡邊隆彦 (2014)「外国公務員贈賄罪の法執行強化に関す
る対日圧力の高まり」『国際商事法務』第 42 卷 9 号,
pp.1405-1408。
- 渡邊肇 (2014)「米国における海外腐敗行為防止法
(FCPA) 執行の現状と対策—反トラスト法との比較
において—」『NBL』第 1022 号, pp.42-50。
- Deming, Stuart H. (2005) *The Foreign Corrupt Practices Act
and the New International Norms*, American Bar Asso-
ciation.
- Department of Justice and Securities and Exchange Com-
mission [DOJ & SEC] (2012) *Resource Guide to the
U.S. Foreign Corrupt Practices Act*.
- Kaplan, Jeffrey M. and Joseph E. Murphy (2013) *Compli-
ance Programs and the Corporate Sentencing Guidelines
: Preventing Criminal and Civil Liability, 2013-2014
Edition*, Westlaw.
- Koehler, Mike (2010) “The Façade of FCPA Enforcement”,
Georgetown Journal of International Law, Vol.41, No.4,
pp.907-1009.
- Koehler, Mike (2012) “Revisiting a Foreign Corrupt Prac-
tices Act Compliance Defense”, *Wisconsin Law Review*,
Vol.2012, No.2, pp.609-659.
- Ministry of Justice (2011) *The Bribery Act 2010 Guidance
about procedures which relevant commercial organiza-
tion can put into place to prevent persons associated
with them from bribing*.
- Pickworth, Jonathan & Deborah Williams, ed. (2013) *Bri-
bery & Corruption 5th ed.*, Global Legal Group.
- O’Shea, Eoin (2011) *The Bribery Act 2010 A Practical Guide*,
Jordan Publishing Ltd. (U.K.).
- OECD (2011) *Convention on Combating Bribery of Foreign
Public Officials in International Business Transactions
and Related Documents*, OECD.
- Roberts, Judith L. (1989) “Revision of the Foreign Corrupt
Practices Act by the 1988 Omnibus Trade Bill: Will it
Reduce the Compliance Burdens and Anticompetitive
Impact?”, *Brigham Young University Law Review*, Vol.
1989, Issue 2, pp.491-506.
- Transparency International UK (2010) *The 2010 UK Bri-
bery Act Adequate Procedures: Guidance on good prac-
tice procedures for corporate anti-bribery programmes*,
Transparency International UK.
- United Kingdom (2014) *Steps taken to implement and en-
force the OECD Convention on Combating Bribery of
Foreign Public Officials in International Business Trans-
action* (Information as of 24 March 2014).
- United States (2013) *Steps taken to implement and enforce
the OECD Convention on Combating Bribery of Foreign
Public Officials in International Business Transaction*
(Information as of 25 February 2013).
- U.S. Chamber Institute for Legal Reform (2010) *Restoring
Balance Proposed Amendments to the Foreign Corrupt
Practices Act*.
- Weissmann, Andrew and David Newman (2007) “Rethink-
ing Criminal Corporate Liability”, *Indiana Law Journal*,
Vol.82, Issue 2, pp.411-451.
- Witten, Roger M., Kimberly A. Parker & Jay Holtmeier
(2013) *Complying with the Foreign Corrupt Practices
Act*, Lexis Nexis.